

雇均雇発1018第3号  
令和5年10月18日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長



労働基準法に基づく生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置の  
周知への御協力について

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

女性の職場進出が進む中で、職場において女性が安心して働くことができる環境を整備することは、社会にとって重要な課題です。しかし、生理による症状が強い場合であっても、労働基準法上の「生理日の就業が著しく困難」な状況に該当しないと女性労働者自身が判断し、生理休暇の利用を我慢して就業する事例があり、また、男性上司等に相談しづらいこと、制度利用者が少ないこと等の理由により休暇取得をためらう場合があることが報告されています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、生理による不快な症状があっても女性が能力発揮できるような職場環境整備の必要性を発信するため、「働く女性と生理休暇に関するシンポジウム」を開催し、このシンポジウムでとりまとめたメッセージ及び「生理日の就業が著しく困難」な場合の具体的な症状について周知するためのリーフレットを別添のとおり作成いたしました。

つきましては、別添のリーフレットを御活用いただき、傘下企業への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考資料)

「働く女性と生理休暇に関するシンポジウム」

- ・アーカイブ配信 <https://www.youtube.com/watch?v=KZArcvc2Jlg>
- ・シンポジウムの詳細 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31529.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31529.html)